

(一関市藤沢文化センター条例の一部改正)

改正前								改正後									
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）									
利用時間 利用区分			使用料						利用時間 利用区分			使用料					
			午前 (9時から正午まで)	午後 (1時から5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	昼間 (午前9時から午後5時まで)	午後 夜間 (午後1時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	昼間 (午前9時から午後5時まで)	午後 夜間 (午後1時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
ホ ー ル	入 場 料 金	平日	4,800円	6,800円	8,800円	11,600円	15,600円	18,000円	入 場 料 金	平日	5,000円	7,100円	9,200円	12,100円	16,300円	18,800円	
		土日祝	5,600円	8,400円	10,800円	14,000円	19,200円	22,000円		土日祝	5,800円	8,800円	11,300円	14,600円	20,100円	23,000円	
	1,000円以下	平日	7,200円	10,200円	13,200円	17,400円	23,400円	27,000円	1,000円以下	平日	7,500円	10,600円	13,800円	18,200円	24,500円	28,200円	
		土日祝	8,400円	12,600円	16,200円	21,000円	28,800円	33,000円		土日祝	8,800円	13,200円	16,900円	22,000円	30,100円	34,500円	
	1,001円以上 3,000円未満	平日	8,600円	12,000円	15,800円	20,800円	28,000円	32,400円	1,001円以上 3,000円未満	平日	9,000円	12,500円	16,500円	21,700円	29,300円	33,900円	
		土日祝	10,100円	15,100円	19,400円	25,200円	34,500円	39,600円		土日祝	10,500円	15,800円	20,300円	26,400円	36,100円	41,400円	
	3,000円以上	平日	9,600円	13,600円	17,600円	23,200円	31,200円	36,000円	3,000円以上	平日	10,000円	14,200円	18,400円	24,300円	32,600円	37,700円	
		土日祝	11,200円	16,800円	21,600円	28,000円	38,400円	44,000円		土日祝	11,700円	17,600円	22,600円	29,300円	40,200円	46,000円	

円	以	日				円	円	円
上		祝						
[略]								
備考								
1～6								
7 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料は、その超える時間1時間につき、 <u>午前9時前の場合は午前9時から正午までの使用料の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）を、正午から午後1時までの場合は午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）を、午後5時から午後6時までの場合は午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）を、午後10時以降の場合は午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）を別に徴収する。この場合において、1時間未満の端数は1時間とみなす。</u>								
8 [略]								

円	以	日				円	円	円	円
上		祝							
[略]									
備考									
1～6 [略]									
7 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の使用料は、その超える時間1時間につき、 <u>次のとおり算出した額を別に徴収する。</u>									
(1) <u>午前9時前の場合は、午前9時から正午までの使用料の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合、その端数が30分以下の場合は算出した額の2分の1の額とし、30分を超える場合は1時間とみなして算出した額とする。</u>									
(2) <u>正午から午後1時までの場合は、午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。</u>									
(3) <u>午後5時から午後6時までの場合は、午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額（100円未満の端数は切り上げる。）この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。</u>									
(4) <u>午後10時以降の場合は、午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額（100円未満の端数は切り上げる。）この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。</u>									
8 [略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。